平成２７年（フ）第４号
鳥取県倉吉市下余戸115番地の６
債務者　小川　洋二
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１３号
島根県松江市古志町643番地
債務者　長野　真紀
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
広島市安佐北区可部４丁目６番３―401号
債務者　増中美穂子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０号
広島市佐伯区皆賀１丁目７番76―104号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３号
広島県東広島市西条中央８丁目22番２―203号
債務者　山代　信一
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３号
広島県東広島市高屋町高屋堀2244番地５
ラ・フェスタ201号
債務者　杉田　　司
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２０号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115番地199
債務者　東　　直美（旧姓海端）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２８号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬17番304号
債務者　大村　保則
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２９号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4336番地６　フレグランス美久里Ａ―201号
債務者　大村　吉将
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４８号
福岡市南区三宅２丁目27番24―202号
債務者　林　　雅一
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦2904番地６
債務者　華江　道男
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１５号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦2904番地６
債務者　華江　信子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２９号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目30番23―11号
債務者　秋月ひろみ
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１号
秋田県大館市商人留字野崎２番地４、前住所東京都西東京市東町３丁目５番10号　リーガサン内
債務者　三浦　勇樹
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第４４号
岐阜市柳津町丸野５丁目90　サンツイン111、住民票上の住所岐阜市住ノ江町２丁目11番地５
債務者　安田　博昭
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４５号
岐阜県瑞穂市馬場上光町３丁目75番地　センプレＫＡＴＯ―201号
債務者　赤堀　正明
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第９号
大分県津久見市元町８番19号
債務者　新名　通弘
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係